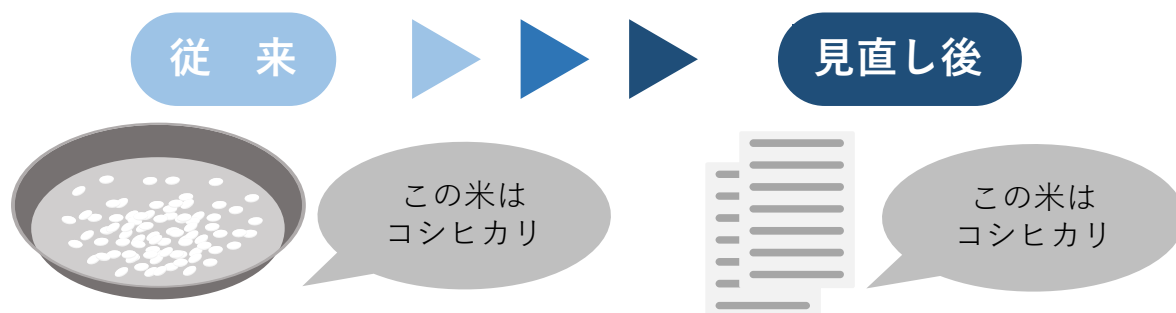


水稻うるち玄米の**銘柄検査方法**が **書類審査**に変更されました。



目視による品種鑑定

粒形や色沢等を観察し、その品種固有のものか判定します。

書類による審査

生産者から提出された資料をもとに銘柄を判定します。

※登録検査機関の判断により、目視その他の方法を組み合わせます。

 **生産者の皆様**におかれましては、**登録検査機関**からの求めに応じ**以下の書類**をご準備ください。

どのような種苗を用いたかがわかる資料

- 購入した種苗の場合・・・種子の購入記録（伝票など）
- 自家採種の場合・・・以下の①～③の書類を提出してください。
 - ① 前年産及び当年産の品種ごとの作付状況が分かる客観的資料
 - ② 前年産（自家採種時）に種子を更新したことが分かる資料
（種子の購入伝票など。客観的資料がない場合には、品種名、購入時期、購入量、購入先を③申告書に記載してください。）
 - ③ 自家採種に関する申告書（以下の内容を記載）
 - ・ 最後に種苗を購入した産年
 - ・ 自家採種をしているほ場名、面積、反収など
 - ・ 採種したほ場の収穫量（例：乾燥もみ重量500kg－玄米出荷数量のもみ
換算200kg＝自家種子利用数量300kg）
- ・ 当年産の播種量 など

1

2

全体の作付け状況及び品種ごとの作付状況がわかる資料
（営農計画書、水稻共済細目書異動申告書、営農日誌など）

3

その他登録検査機関が必要と認める資料